

健康福祉・病院経営委員会
平成 25 年 1 月 18 日
健 康 福祉 局

市第 93 号議案 横浜市福祉特別乗車券条例の制定

1 趣旨

横浜市福祉特別乗車券条例の制定について、本委員会で審議いただいた際に、提案の趣旨等を当事者団体に十分説明すべきとのご意見をいただきました。その後、当事者団体と調整し説明の機会を持ち、意見をいただいたところです。本日は、団体説明時にいただいた意見の概要についてご報告します。

2 説明先

障害種別に市域をエリアとする障害当事者団体の連合組織である下記の団体に説明を行い、意見をいただきました。

説明実施日	説 明 先 団 体 名	参加者数
1月 8 日 (火)	【主に知的障害】 横浜市心身障害児者を守る会連盟（略称：守る会連盟）※1	9 人
1月 11 日 (金)	【精神障害】 特定非営利活動法人 横浜市精神障害者家族連合会（略称：浜家連）※2	36 人
1月 16 日 (水)	【身体障害】 社団法人 横浜市身体障害者団体連合会（略称：浜身連）※3	12 人

※1 守る会連盟 昭和 61 年設立。構成団体は横浜市内で活動している親の会 13 団体。会員数約 4,000 人。

※2 浜家連 昭和 54 年設立（平成 22 年 N P O 法人化）。構成団体は市内 18 区の精神障害者家族会 18 団体。会員数約 1,000 人。

※3 浜身連 昭和 25 年設立（昭和 60 年社団法人化）。構成団体は横浜市内で活動している身体障害者団体 10 団体。会員数約 3,500 人。

3 説明実施内容と各団体からの意見の傾向

説明にあたっては、12 月 18 日の本委員会でご説明した資料（※別添 1）を用い、意見を伺いました。

意見の傾向としては、説明先の団体あるいは加盟団体ごとに異なる状況でした。

裏面あり

※説明時の意見概要

団体名(略称)	意 見 概 要
守る会連盟	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスにお金を払うのは当然。 ・障害者だから無料という考え方はおかしい。 ・お金を払うことで、1枚5万円以上かかっている福祉バスを、自分にとってどのように利用していくかを考えるきっかけになる。 ・今回の提案は拡充案も同時に提出されている。結果として、なにも進展しないことが一番困る。
浜家連	<ul style="list-style-type: none"> ・組織として、1,800円だから良いということではなく、あくまでも0円を希望している。 ・精神障害者は就労できない人も多く、無年金者もいるなど経済的状況から負担金を払えない人がいる。 ・3障害一元化といつても他の障害に比べて精神障害者施策が不十分。 ・今まで無料だったから出掛けられた。一度無料となった福祉バスが有料化されることは、健常者でもストレスになる。利用者負担金を課すことで、今まで外に出ていた人が引きこもりになってしまう。
浜身連	<ul style="list-style-type: none"> ・3,200円では反対であったが、1,800円に引き下げたことでやむを得ない。 ・障害者の所得の状況は非常に厳しいので、市はそのことも十分認識したうえで施策を進めてほしい。 ・1,800円は受け入れても良いが、介助者の分も負担している障害者とそうでない障害者の公平性を考えることが条件。(視覚障害者) ・所得に応じて金額を変えるべき。収入のない人からはお金を取らないでほしい。

平成24年12月18日
健康福祉・病院経営委員会
配付資料
健康福祉局

市第93号議案 横浜市福祉特別乗車券条例の制定

1 提案理由

福祉特別乗車券を交付することにより、障害者等の外出を支援し、もって障害者等の福祉の増進を図るため、横浜市福祉特別乗車券条例を制定したいので提案します。

2 条例の概要

今回の福祉特別乗車券の見直しでは、交付対象を新たに愛の手帳B2所持者へ拡大します。一方で、福祉特別乗車券を現に使用する方だけに交付する仕組みとして、交付されても使用しない方に辞退していただくきっかけとなるよう一律の利用者負担金を導入し、市費負担増の抑制策を組み込み安定的な制度を構築するための条例を制定します。

(1) 目的（第1条）

【制定目的】

障害者等の外出を支援し、もって障害者等の福祉の増進を図る。

(2) 利用できる交通機関、有効期間等（第2条・第3条）

福祉特別乗車券により利用できる交通機関（市営バス・市営地下鉄全線、市内を運行する民営バス、金沢シーサイドライン全線）および有効期間（毎年10月1日から翌年9月30日まで）を定めます。

(3) 交付対象者、交付申請等（第4条・第5条）

交付対象者の範囲（70歳未満かつ次のいずれかの者。身体障害者手帳1級から4級所持者、知能指数75以下の者または愛の手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、被爆者健康手帳所持者）、申請手続き、利用者負担金額（一律、年額1,800円）、利用者負担金額の特例を定めます。

(4) 譲渡・不正使用禁止（第6条）

(5) 負担金額の返還等（第7条・第8条）

(6) 施行期日（附則）

平成25年10月1日から施行することを定めます。

裏面あり

【参考】見直しによる対象者等事業量と予算への影響について（試算 一般財源（市費））

	福祉特別乗車券交付事業	タクシー券交付事業	ガイドヘルプ・ガイドボランティア事業	予算への影響額 (単位：億円)
見直し概要	見直し内容【サービス拡充策】 【交付対象要件の拡大】 <ul style="list-style-type: none">・軽度の知的障害者B2へ対象者を拡大します。	【制限の緩和】 <ul style="list-style-type: none">・月毎の利用制限を廃止し、1回7枚までを、いつでも利用できるようにします。 【交付対象要件の拡大】 <ul style="list-style-type: none">・精神障害者手帳1級所持者へ対象者を拡大します。・施設入所者を交付対象者とします。	【ガイドヘルプ】 <ul style="list-style-type: none">・通学等へ利用範囲を拡大し、利便性を高めます。・障害者本人が自立して移動できる力を高めるための支援制度を創設します。・ヘルパー人材確保育成策を継続実施します。 【ガイドボランティア】 <ul style="list-style-type: none">・余暇へ利用範囲を拡大し、ガイドヘルプを補う施策として位置づけます。・手帳要件を緩和し、軽度者へ対象範囲を拡大します。・ボランティア確保育成策を継続実施します。	
	事業量への影響 【交付者約5,000人増加】 B2所持者約7,900人のうち約5,000人が交付希望と見込む。	【交付対象者の増】 <ul style="list-style-type: none">・精神障害者手帳1級約2,700人・施設入所者への拡大で約700人	【ガイドヘルプ利用時間数40,515時間増加】 ※23年度利用時間実績は627,126時間	
	25予算への影響 【交付者数増による影響なし】 交通事業者への市負担金は前年10月1日時点の交付枚数が基準となるため。	【0.5億円】 <ul style="list-style-type: none">・利用制限の緩和による利用枚数の増加、対象者拡大による利用者増加。	【0.9億円】 ガイドヘルプ事業0.8億円増（報酬体系見直しによる減を含む）、ガイドボランティア事業0.1億円増。	1.4
	見直し内容【コスト削減・歳入確保策】 【利用者負担金の導入】 <ul style="list-style-type: none">・利用頻度の低い方にご遠慮いただきために一律定額（1,800円）の利用者負担金を導入します。	【経過措置の撤廃】 <ul style="list-style-type: none">・手帳取得時の年齢制限導入（H17.4）以前からの「経過措置者」への交付を停止します。	【ガイドヘルプ】 <ul style="list-style-type: none">・支給決定基準を見直します。（月48時間から原則30時間へ）・新制度にあわせ、報酬体系を見直します。 【ガイドボランティア】 <ul style="list-style-type: none">・奨励金を見直します。（1,900円～500円⇒一律500円）	
	事業量への影響 【交付者約5,000人減少】 現在の交付者約50,000人のうち1割が辞退と見込む。	【交付者数約3,000人減少】		
	25予算への影響 【交付者減による影響なし】 交通事業者への市負担金は前年10月1日時点の交付枚数が基準となるため。 【利用者負担金導入による歳入0.9億円】 <ul style="list-style-type: none">・現在の対象者約50,000人、対象拡大による5,000人の増、現在の対象者のうち辞退による5,000人の減。	【▲0.6億円】	【▲0.2億円】 ・ガイドボランティア奨励金見直しによる減 ※ガイドヘルプの報酬体系見直しによる効果額は、通学等への拡大と合算。	▲1.7
予算への影響合計（単位：億円）	▲0.9	▲0.1		0.7 ▲0.3

その他、福祉特別乗車券での利用者負担金導入のためのシステム改修費、制度周知等にかかる費用として、現時点で0.5億円を見込んでいます。

市第93号議案

横浜市福祉特別乗車券条例の制定

横浜市福祉特別乗車券条例を次のように定める。

平成24年12月6日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市福祉特別乗車券条例

（目的）

第1条 この条例は、福祉特別乗車券（以下「乗車券」という。）を交付することにより、障害者等の外出を支援し、もって障害者等の福祉の増進を図ることを目的とする。

（乗車券による交通機関の利用）

第2条 乗車券の交付を受けた者は、乗車券を提示することにより、運賃又は料金を支払うことなく、次に掲げる交通機関を規則で定める区間において利用することができるものとする。

- (1) 横浜市乗合自動車
- (2) 横浜市高速鉄道
- (3) 横浜新都市交通株式会社が運行する金沢シーサイドライン
- (4) 規則で定める一般乗合旅客自動車運送事業者が運行する一般乗合旅客自動車

（乗車券の有効期間）

第3条 乗車券の有効期間は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

（交付対象者）

第4条 乗車券の交付対象者は、次のいずれかに該当する者で、市

内に住所を有する70歳未満のものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者で、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表に定める1級から4級までのいずれかに該当する障害を有するもの
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知能指数が75以下であると判定された者又は市長の発行する愛の手帳の交付を受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第2条第3項の規定により、被爆者健康手帳の交付を受けている者

2 前項の規定にかかわらず、市長が他の措置によることが適当であると認めた者に対しては、乗車券を交付しない。

（交付の申請等）

第5条 乗車券の交付を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

2 前項の規定により乗車券の交付を申請した者は、乗車券の交付を受ける際、第2条の規定による交通機関の利用に要する費用等の一部に充てるため、年額1,800円を負担しなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、規則で定める者は、同項の規定による負担を要しない。
- 4 乗車券の有効期間（第3条の有効期間をいう。以下同じ。）の開始日後に前条に規定する要件に該当することとなった者が第2項の規定により負担する額は、当該要件に該当することとなった日から当該有効期間の末日までの期間について月割りをもって計算する。この場合において、当該期間が1箇月未満であるとき、又は当該期間に1箇月未満の端数があるときはこれらを切り捨てて計算するものとし、計算した額に10円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。
- 5 乗車券の有効期間内に、前条の規定による交付対象者が70歳に達したことにより当該交付対象者の要件に該当しないこととなるときの当該交付対象者が第2項の規定により負担する額は、当該有効期間の開始日（当該有効期間の開始日後に同条に規定する要件に該当することとなった者にあっては、当該要件に該当することとなった日）から当該要件に該当しないこととなる日の前日までの期間について月割りをもって計算する。この場合において、当該期間が1箇月未満であるとき、又は当該期間に1箇月未満の端数があるときはこれらを切り捨てて計算するものとし、計算した額に10円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。

（譲渡、不正使用等の禁止）

- 第6条 乗車券の交付を受けた者は、当該乗車券を他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は担保に供してはならない。
- 2 市長は、前項の規定に違反した者、不正の手段により乗車券の

交付を受けた者又は乗車券の使用について不正の行為をした者に
対し、乗車券の返還を求めることができる。

(負担額の返還)

第7条 乗車券の交付を受けた者は、次のいずれかに該当する場合
を除き、第5条第2項、第4項及び第5項の規定により負担した
額の返還を受けることができない。

- (1) 当該乗車券の有効期間の開始日前に当該乗車券を市長に返還
する場合（前条第2項の規定により返還させる場合を除く。）
- (2) その他特別の事情があると市長が認める場合

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要
な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(施行のために必要な準備)

- 2 乗車券の交付の申請等の手続その他のこの条例の施行のために
必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことが
できる。

提 案 理 由

福祉特別乗車券を交付することにより、障害者等の外出を支援し
、もって障害者等の福祉の増進を図るため、横浜市福祉特別乗車券
条例を制定したいので提案する。

参 考

地方自治法（抜粋）

（分担金）

第 224 条 普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、數人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に關し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。